

#### 【訪問看護医療 DX 情報活用加算の算定要件】

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う。

#### 【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行っている。
  - (3-1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格等確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションである。
  - (3-2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションである。